

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

共立信用組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ態勢整備を実施し自発的に尊重し、遵守して参ります。

今後、中小企業等と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めて参ります。

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「経営者保証に関するガイドライン」の詳細につきましては、日本商工会議所または全国銀行協会のホームページをご覧ください。

[日本商工会議所のホームページ](https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html)

<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

[全国銀行協会のホームページ](https://www.zenginkyo.or.jp/#/adr/sme/guideline/)

<https://www.zenginkyo.or.jp/#/adr/sme/guideline/>